

社会生活基本調査にご協力ください

総務省統計局（北海道）では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査をお願いする世帯には10月上旬から中旬にかけて調査員が伺い、調査書類をお配りします。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

お問い合わせ先:北海道総合政策部計画局統計課 電話 011-204-5144

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

町内の医療機関など（国保診療所・歯科診療所・トナカイ調剤薬局）でマイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。歯科診療所、トナカイ調剤薬局はすでに利用可能となっており、国保診療所は10月中旬から利用可能となる予定です。

Q. どうやって使うの？

A. 医療機関などに設置してある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置き、顔認証か暗証番号の入力により本人確認をした上で受付となります。

ただし、事前に健康保険証として利用するための「利用申込」が必要です。

Q. 「利用申込」のやり方は？

A. スマホやパソコン（カードリーダーが必要です）、セブン銀行のATMなどでできます。また、医療機関などのカードリーダーでも申込みできますが、待ち時間短縮のため、事前の申込みをおすすめします。

なお、住民生活課生活グループ窓口でも利用申込の手続きをお手伝いしていますので、申込みをされる方はマイナンバーカードをお持ちの上お越しください。また、その際には4ケタの暗証番号が必要となります。

♪さらに・・・

①手続きをしなくても、限度額を超える場合の一時的な支払いが不要に！！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

②より良い医療が可能に！！

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※ 健診情報などの閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

③健康保険証としてずっと使える！！

就職や転職、引越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証として使い続けることができます。再度利用申込をする必要はありませんが、医療保険者が変わる場合には、保険者への加入の届出が必要です。

マイナンバーカードに対応する医療機関などは順次拡大中です。町外にかかりつけの医療機関などがあり、マイナンバーカード未対応の場合は今までの保険証をお使いください。

お問い合わせ先:幌延町国民健康保険診療所 電話・告知端末機 5-1221

住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812